

長野県上伊那広域水道用水企業団職員のサービスの宣誓に関する条例

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕
条 例 第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条の規定に基づき、宣誓に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(サービスの宣誓)

第 2 条 新たに職員となったものは、任命権者の定める上級職員の前において、宣誓書（別記様式）に署名押印してからでなければその職務を行ってはならない。

(補則)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、サービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第 2 条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治体の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年号 年 月 日

氏名

Ⓜ